

公共下水道をご利用中の皆様へ

# 令和6年10月使用分（12月請求分）から 公共下水道使用料が変わります

下水道は日常生活に欠くことのできない重要なライフラインであり、今後も持続的かつ安定的な下水道事業運営を行うため、令和6年10月使用分から、公共下水道使用料を改定します。

使用料の改定は、下水道を使用している皆さんの負担増となりますが、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、ご理解とご協力をお願いします。

※特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、特定地域生活排水処理施設（市設置浄化槽）の使用料の改定はありません。

改定内容 **基本水量が10m<sup>3</sup>までに、従量区分が2区分**に変わります。



(改定前) 令和6年9月使用分まで ※税抜き

従量区分	金額
8 m <sup>3</sup> まで (基本使用料)	1,040 円
9 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	140 円/m <sup>3</sup>
21 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	160 円/m <sup>3</sup>
51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	180 円/m <sup>3</sup>
101 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	200 円/m <sup>3</sup>
201 m <sup>3</sup> から	230 円/m <sup>3</sup>
臨時用 10 m <sup>3</sup> まで	3,000 円
臨時用 11 m <sup>3</sup> から	470 円/m <sup>3</sup>

(改定後) 令和6年10月使用分から ※税抜き

従量区分	金額
10 m <sup>3</sup> まで (基本使用料)	1,350 円
11 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	220 円/m <sup>3</sup>
101 m <sup>3</sup> から	300 円/m <sup>3</sup>
臨時用 10 m <sup>3</sup> まで	3,900 円
臨時用 11 m <sup>3</sup> から	610 円/m <sup>3</sup>

下水道使用料の算定方法

検針と請求のイメージ図 (2か月で41m<sup>3</sup>を使用した場合)

▼ : 検針実施

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
使用水量	8・9月の検針水量 41m <sup>3</sup> (旧使用料)		10・11月の検針水量 41m <sup>3</sup> (新使用料)			
使用料算定			8月使用分 21m <sup>3</sup>	9月使用分 20m <sup>3</sup>	10月使用分 21m <sup>3</sup>	11月使用分 20m <sup>3</sup>
			超過使用料 2,024円 基本使用料 1,144円	超過使用料 1,848円 基本使用料 1,144円	超過使用料 2,662円 基本使用料 1,485円	超過使用料 2,420円 基本使用料 1,485円
請求額 合計			3,168円	2,992円	4,147円	3,905円

● 2か月ごとの検針により、2か月分の使用水量を確定します。

● 検針で確定した水量を2等分し、1か月ごとの使用料を算定します。(例: 41m<sup>3</sup>使用の場合、前月分21m<sup>3</sup>, 後月分20m<sup>3</sup>)

● 使用月の2か月後の請求となります。

(消費税及び地方消費税 10%込)

## 改定後の使用料の例

## 世帯人員ごとの平均的な使用水量による比較表

1か月の使用水量	改定前	改定後	増額	水道料金を含めた合計額(改定後)
 7 m <sup>3</sup> 1人世帯	1,144 円	1,485 円	341 円	3,773 円
 13 m <sup>3</sup> 2人世帯	1,914 円	2,211 円	297 円	5,225 円
 19 m <sup>3</sup> 3人世帯	2,838 円	3,663 円	825 円	8,129 円
 25 m <sup>3</sup> 4人世帯	3,872 円	5,115 円	1,243 円	11,033 円
50 m <sup>3</sup>	8,272 円	11,165 円	2,893 円	23,133 円
100 m <sup>3</sup>	18,172 円	23,265 円	5,093 円	47,333 円

(消費税及び地方消費税 10%込)

※世帯人数は使用水量に対する目安の人数です。また、水道料金はメーター口径 13mm で計算しています。

## 使用料改定に関するQ & A

### Q. なぜ使用料の改定が必要なのですか。

A. 本来、汚水処理の費用は下水道の使用料でまかなう必要があります。現在の下水道事業の経営状況は、使用料でまかないきれない部分を市の公費（市税等）で補うことで事業運営を行っています。

公費には下水道を使用していない人の税金も含まれており、教育や福祉などの市民サービスの充実に広く活用することができる財源です。

下水道事業を継続的かつ安定的に提供していくため、公費からの補てんに頼らない事業運営をめざしていく必要があります。

### Q. これまでどのような経営改善の取組を行いましたか。

A. 下水道接続率向上のための訪問啓発や債権確保行動の徹底による収益確保、上水道との料金徴収の一元化による徴収事務経費の節減、不明水（使用料徴収対象とならない処理水）の削減対策、処理施設の統廃合等による経費削減を行ってきました。

引き続き、使用者の皆さんにご負担をお願いするだけでなく、経費の節減と下水道施設の統廃合等による効率化に取り組み、経営状況の改善に努めます。

使用料改定についての詳細な情報や、水道料金と合わせた料金表などについては、三次市のホームページをご覧ください。



## 三次市 建設部 下水道課 管理係

住所：三次市三次町501番地（寺戸浄水場2階）

電話：0824-62-6151 FAX：0824-62-6356

E-mail: gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp

お問い合わせ先



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」